

(別 紙)

令和6年度 指導監査是正・改善項目

施設名 仁摩保育園

是正・改善指示事項

◆文書で措置状況の報告を求めるもの

1 治療に要する期間が30日以上を負傷について、大田市に報告がなされていないため、速やかに所定の様式により報告するとともに、今後の報告体制について見直しを行うこと。(大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第32条第2項)

是正・改善状況 (改善計画)

※就学前教育・保育施設運営者記載欄

1 治療に要する期間が30日以上を負傷について、所定の様式により大田市に報告しました。今後は、治療期間が30日以上になると分かった時点で大田市に電話連絡を行い、速やかに報告書を作成・提出いたします。